

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

平成30年6月14日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

6月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第37号所管分の審査-----	2
質疑（松本暁彦委員、野口博委員、三好義治委員）	
議案第52号の審査-----	7
補足説明（総務部長）	
質疑（野口博委員、三好義治委員）	
議案第43号の審査-----	11
議案第47号の審査-----	11
補足説明（建設部長）	
質疑（松本暁彦委員、中川嘉彦委員、野口博委員、三好義治委員）	
議案第48号の審査-----	25
補足説明（建設部長）	
質疑（三好義治委員）	
採決-----	27
閉会の宣告-----	27

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成30年6月14日（木）午前9時57分 開会
午後0時 8分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	渡辺慎吾	副委員長	福住礼子	委員	野口 博
委員	中川嘉彦	委員	三好義治	委員	香川良平
委員	松本暁彦				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市長公室長 山本和憲 同室次長 大橋徹之
人事課長 浅尾耕一郎
総務部長 井口久和 同部次長 橋本英樹
同部参事兼固定資産税課長 中西利之
財政課長 谷内田修 市民税課長 船寺順治
建設部長 土井正治 同部参事兼都市計画課長 西川 聡
道路交通課長 永田 享

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 香山叔彦

1. 審査案件（審査順）

議案第37号 平成30年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分
議案第52号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議案第43号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第47号 摂津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
議案第48号 摂津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時57分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議に引き続きまして、本日は総務建設常任委員会をお持ちいただき、大変ご苦勞さまでございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○渡辺慎吾委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、三好義治委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前9時58分 休憩)

(午前9時59分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第37号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 おはようございます。

それでは、議案第37号一般会計補正予算(第1号)所管分についての質問をさせていただきます。

まずページにつきましては、補正予算書10ページの1点だけです。財政調整基金

繰入金について、この209万6,000円の内容について、改めて詳細についてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 財政調整基金繰入金についてお答えいたします。

今回、議案第37号一般会計補正予算(第1号)で計上させていただいております歳出の内容といたしましては、地中障害物撤去補償金、それから教育センターの修繕料、これが増額の補正となっております。それと平成29年度摂津市一般会計補正予算(第8号)で計上させていただいておりました鳥飼北小学校の改修費用の減額という内容になっておりますけれども、減額補正につきましては、それぞれ対応する特定財源がございます。それと増額の補正のうち、地中障害物の撤去補償金59万4,000円につきましても同額の特定財源があるということで、増額補正のうち教育センターの修繕料、この209万6,000円については特定財源がないために歳入歳出予算と同額とすることが原則のため、この財源として財政調整基金を同額の209万6,000円計上させていただいているところです。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは2回目の質問をさせていただきます。

この中身については文教上下水道常任委員会のほうで整理されていると思います。そういった意味で財政の観点から、これは急遽の出費というのは多々あるかと思えますけれども、財政課としてどのようにチェックをされているのか、お聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 予算につきましては、当初予算もそうですけれども、事業の必要性、効果性そういった観点から部長査定、市長査定をさせていただいているところがございますけれども、補正予算に関しましては、これに加えてやはり緊急性のところ、そこも含めて査定をお願いしております。

今回の教育センターの修繕につきましては、そういった緊急性のところを十分に確認させていただいた上で、今回計上させていただいております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 おおむね理解をいたしました。

やはり財政が厳しい中で、執行機関内においてもしっかりとチェックをして、コスト管理もしていただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
野口委員。

○野口博委員 そうしたら、議案第37号一般会計補正予算（第1号）ということですね。

先ほど課長のほうから、今回の補正予算の全体の枠組みについては説明がありました。私からは、いわゆる基金の問題、残高がどうかということについて、一つお尋ねしたいと。

この間、市の財政運営としては、この基金の残高をできる限り残しながら後年度の財政運営に活用していくという基本的立場がありますけれども、この第2回定例会時点での主要基金、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、この三つについてどういう動きなのかということをもまずご答弁ください。

それで5月末で市の出納閉鎖をしますけれども、決算審査は第3回定例会で決算書を示されてから議論が始まっていきますけれども、今回の残高が最終なのかも含めてちょっと見込みを合わせてお尋ねしておきます。

二つ目は、8月に交付団体か不交付団体となるかどうかの判断が下されますけれども、5月末に出納閉鎖をしておりますので、その辺の交付団体になるのかならないのかという問題についての現時点で見通しについて少しお尋ねしておきます。

以上2点です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それではまず基金の残高の見込みについてお答えいたします。

今回補正をさせていただきまして、それぞれ財政調整基金の繰入金を増額、それから公共施設整備基金の繰入金を減額という補正をさせていただいておりますけれども、これを踏まえすと平成30年度末の現在高見込みといたしましては、財政調整基金は30億6,400万円余りと、減債基金につきましては40億3,300万円余り、それから公共施設整備基金については44億4,100万円余りという見込みになるかと考えております。

平成29年度の取り崩しの件ですけれども、最終、今、会計室のほうで決算書を作成いただいておりますけれども、財政調整基金につきましては、最終6億5,500万円の取り崩しを実行させていただいております。それから減債基金、公共施設整備基金につきましては、それぞれ予算で取り崩しの予算を計上させていただいておりますけれども、この二つの基金については取り崩しがなしという形になっておりまして、この主要3基金では6億5,

500万円を取り崩し、一方、積み立てのほうでは1億4,400万円余りの積み立てを行っておりますので、主要3基金といたしましては平成28年度と平成29年度末を比べますと、約5億1,000万円余りの減額になると見込んでおります。

それから交付税の見通しに関してですが、交付税につきましては毎年7月上旬ぐらいまで算定作業に入りまして、最終、大体7月の第4週、25日前後に閣議決定がされ、最終確定いたしますけれども、現在のところ、いろいろ項目の算定、報告をしております中で、ざっと見てみますとやはり市税の増減がかなり大きくございまして、たばこ税が大きく減った関係と、それ以外の法人市民税を初めとする増額というのがございましたので、恐らくですが、交付、不交付ぎりぎりのところになるのかなと。たばこ税が大分減ったことによって、平成28年度並みに戻るかなというふうに年度当初は考えておりましたけれども、法人市民税の増収がございましたので、それをベースに平成30年度算定されるということになっておりますので、それを踏まえると本当にぎりぎりぐらいになるのかなと今のところ考えております。

ただし、最終補正係数等がどういうふうな変更が加えられるのかがちょっとまだ不明なところがございますので、また算定結果、出次第ご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 1点目の基金残高の状況についてです。

最後のほうに平成28年度決算で示されている2年前の決算額に対してその5億円余りの減だということなので、平成2

8年度末は143億円の基金がありましたので、大体138億円の平成29年度基金残高に現在はなるんではないかなと思います。

そうしますと、平成28年度決算状況を見ての中期財政見通しでは平成29年度末は128億円という数字が示されています。これを差し引きますと、一昨年の決算を受けての中期財政見通し上の基金残高より10億円多いわけですね。その辺の結果についてのまとめとして、どう受けとめているのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

それと、平成30年度末現在の時点での見込みについても、115億円という数字が示されています。これについても中期財政見通し上は111億円ですので、4億円程度多いということもありますけれども、その辺も含めて平成29年度の現時点での基金残高の見込みを合わせてどのように評価してるのか、ちょっと聞いておきたいと思っております。

交付か不交付かという問題であります。確かにたばこ税が減収になりますので、そのかわり法人市民税は増収ということで微妙なとこだと思っておりますけれども、交付になった場合に臨時財政対策債も市の判断で設定できますので、市としては借金になりますけれども、そういう点では今後いろんな多額の費用が含まれるいろんな予算も事業も組もうとしてますので、そういう後年度負担だとか、単年度のお金の使い道、出方についての平準化を図っていく点では、一定大きな役割を示す費目だと思いますので、その点いろいろ状況について説明がありましたけれども、個人的には交付になっていただきたいなという気持ちはありますけれども、その辺の交付になっていろんな

財政措置をすることについての市の財政状況との、今後のいろんな費用負担との関係でどういうふうに見ているのか、合わせて2点目としてお尋ねしておきます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、中期財政見通しと比較して決算見込みのところですけども、決算の分析につきましては今ちょうど作業中で、詳細につきましてはこれから分析していきたいと思っているところですけども、大まかに見ますと、やはり市税ですね。税収が当初想定していた以上に入ったことが一点大きい要因があるのかなと。

あと個別の要因として、歳出のほうにつきましても、それぞれの費目をちょっと詳細に見ていく必要があるかと思えますけれども、生活保護費が当初予算と比べますと平成29年度決算見込みではおよそ1億円の不用額が出ていたというところで、扶助費の伸びが一定想定していたよりもそこまで伸びなかったのが一つあるのかなと今のところは考えております。

それから、臨時財政対策債を含めて今後の財政運営についてというところですけども、委員がご指摘のとおり、臨時財政対策債の発行につきましては、もし交付団体になった場合、十分に検討していく必要があると考えておりますけれども、やはり今後の市債残高、それから基金とのバランスを見て発行するのかどうか、それから特に臨時財政対策債については公的資金が配分されることが多くございますので、そういったところの金利負担も含めて全体的に考えていきたいと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 そしたら一点だけですけども、

基金残高に対する中期財政見直し上の絡みの話です。

先ほど申し上げたように、現時点での平成30年度の基金残高ですけども、10億円多く残りそうだという話であります。過去いろんな中期財政見通しで示された数字について、その限界性はあるながらもいろんな議論をこの間行ってきましたけども、どう活用するかという点でもう少し厳密にこの中期財政見通しに絡めてきちっと僕らも議論できるような、そういう分析に基づいた数字をいただきたいと思うんです。

昨年秋に示された前年の決算を受けてのこの中期財政見通しで、10億円違いましたと。この間いろんな厳しい財政ということで、一方ではいろんな説明をされたけれども、結果こうなったわけでありまして。そういう点ではきちんとした状態に近い数字で議論できるように、改めて努力をお願いしたいということを申し上げておきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

三好義治委員。

○三好義治委員 1点だけの質問になりますけども、補正予算書10ページの市債の補正額7,260万円が減額補正になっております。この中身を見ますと、文教上下水道常任委員会にかかってくる小学校屋内運動場改修工事にかかわる地方債7,260万円、全額が減額補正になっていまして、それも国と府の支出金も全額が減額になっております。

そういったところを見まして、15ページを見ますと教育債の当該年度中の起債見込み額もゼロということは、この小学校の屋内施設にかかわるもともとの当初予

算で、国、府からの補助金と起債が認められるという想定が、国、府からも認められなかったと。そのために全て減額補正にあって一般財源で行っていると見られるんですけども、この点はどういうふうな見込みであって、今の経過についてお聞かせいただきたいのと、きょうの議案ではないんですけど、このページの参考資料があるんですけど、改めて確認させていただきますと、先ほど野口委員から臨時財政対策債の話もありましたけども、私もその他の市債の発行が現在高94億3,200万円、まだ現存として残っております。摂津市の財政状況は、一時、特別会計も入れて1,000億円を超える借金を抱えていて、一般会計も借金が400億円を超えていましたが、今年度末で183億円まで減らしてきたというのは非常に評価するんですが、臨時財政対策債、これはあくまでもやはり借金なんで、その辺の財政運営というのは安易にやるべきではないと思っております。

それと退職手当債等々というのは、平成30年度は1億円の市債の元金償還になっておって、平成31年度になると全て償還できると。その他の財源がここ二、三年で何項目か償還できるなら非常に喜ばしいことだなと思っておりますけども、この部分の見解についてもお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それではまず補正予算書10ページの教育債の減額につきまして、ご説明申し上げます。

今回の教育債の減額、それからこれは公共施設整備基金も同様の減額の理由になっておるんですけども、これにつきましては平成30年度の当初予算でまずこの

鳥飼北小学校の体育館の改修工事について、歳出それから歳入では国庫補助金、市債、それから公共施設整備基金、こういった内容のものを計上させていただいておりました。これにつきましては予算の査定の中で国の補助金の採択の動向、これがちょっとぎりぎりまで採択されるかどうかわからないということがございまして、もし採択されるということが当初予算編成のときにわかっておりましたら、平成29年度の補正予算で計上して、当初予算に計上することは避けられたんですけども、どうしても査定のぎりぎりの期間まで待っても国の補正予算の動向がはっきりしないということがありまして、一旦平成30年度の当初予算で計上させていただいたところなんです。

その後、2月20日に国庫補助金の採択の内示がございまして、これにつきましては国の予算も平成29年度の補正予算ということで、本市といたしましても平成29年度の補正予算で対応する必要があったため、急遽、平成29年度一般会計補正予算(8号)でこの鳥飼北小学校の改修工事について計上させていただいたところなんです。

そのため、今の時点では平成29年度の補正予算、これを繰り越した予算と平成30年度の当初予算、これが二重計上されているという状況になっておりますので、今回平成30年度で計上させていただいておりました鳥飼北小学校の改修工事にかかる歳入歳出を減額させていただくという措置をとらせていただいております。そのため、国の補助金が採択されなかったということはございませぬので、国の補助金とともにこの鳥飼北小学校の体育館の改修については実施していきたいと考えて

おります。

それと市債の全体のところですか。その他のところの残高、これが平成30年度末現在高で94億円ということで、一般会計の市債残高のうち半数以上占めております。委員もご指摘いただいておりますとおり、その他の起債につきましては減税補填債でありますとか、臨時財政対策債、それから退職手当債ということで、建設事業の財源ではない、いわゆる赤字地方債といわれるものになっております。

財政課といたしましても、その他の地方債残高がふえていることについては大変懸念いたしておりまして、減税補填債それから臨時財政対策債につきましては、後年度、交付税で措置がされ、返ってくる見込みがあるところもございませぬけれども、やはり今回、公会計に着手しましてバランスシートをつくっていった中で思ったところなんですけれども、市債については、原則、建設事業に充てるというのが法律で定められておりまして、この赤字地方債についてはあくまでも例外という形になっております。そのため、バランスシートを見ますと債務超過に陥ることがまずないと言われております。ただ、バランスシート上、建設事業に充てるものよりもそういった赤字地方債がふえることによって、そういった債務超過に陥ることがないというふうなところが崩れる可能性があるということで、私どもといたしましても、こういった赤字地方債がふえることについては注視していかないとはいえないと考えております。

総務省のほうからも、地方公会計でバランスシートをつくる時にはそういった赤字地方債、今後の交付税で見られますという注記を入れる必要があるとか、そうい

ったことも助言いただいておりますけれども、全体の地方債の構成の中を見ていくときには、委員がご指摘のとおり、赤字地方債がふえてることについては一定注視していく必要があると考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時24分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第52号の審査を行います。

補足説明を求めます。

井口部長。

○井口総務部長 それでは補足説明をさせていただきます。

議案第52号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をいたします。議案参考資料、議案第52号の新旧対照表もあわせてご参照願います。

本件は、生産性向上特別措置法の施行に伴い、中小企業の設備投資を支援する措置として、固定資産税の特例措置を講じるものでございます。

具体的には、市町村の策定いたしました導入促進基本計画に適合し、かつ年平均3%以上の労働生産性向上を見込む、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の機械・装置等に対して、市町村が条例において固定資産税の課税標準の特例率を最初の3年間、ゼロ以上2分の1以下に定めるものでございます。

本市におきましては、中小企業に対する

支援の充実及び地域産業の活性化の観点から、新たに導入促進基本計画を作成いたしますとともに、固定資産税の課税標準の特例率をゼロと定め、平成32年度までに取得された償却資産にかかる固定資産税を最初の3年間ゼロにするものでございます。

なお、この条例は公布の日からの施行といたしております。

以上、議案第52号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 本議案については、今説明があったように生産性向上特別措置法に基づいて、そうした条件のもとで進めた企業に対して固定資産税の課税標準の特例措置を行うという内容であります。

少し一つは確認の意味で、3年間、固定資産税をゼロにすると、国のこの課税標準の特例措置の範囲となるゼロから2分の1に対して、摂津市はゼロにするという内容でありますけれども、例えば平成30年に機械装置を買った場合、固定資産税の減免がどうなのかという、ちょっとわかりやすく説明していただきたいと。

数字を見ていますと、この対象となる中小企業について、いろんな条件があります。最終的にはこの先端設備等導入計画の認定を受けたという企業になりますけれども、その前提として資本金額1億円以下の法人、従業員が1,000人以下の個人事業者等ということになっていきますので、そうした場合に法人の第1号法人から第4号法人までが対象になり、約2,800事業所が摂津市あります。これがその企業の判

断によって、もし参入しようとした場合に、ある意味では固定資産税の課税標準の特例措置になりますので、いいのかなと思いますけれども、判断材料を提供する意味では、この制度の周知をまず自治体としてちゃんとやるのが大事だと思いますけれども、その点のこの制度そのものの周知について、どういうことを行っていくのか。これ二つ目ですね。

それと、約2,800の事業所が対象になりますけれども、その中で今この摂津市の担当として、この制度を利用する見込みについて大体どのくらい見ているのか。その辺の見込み数もちょっと合わせてお示してください。

以上、3点。

○渡辺慎吾委員長 中西部参事。

○中西総務部参事 それでは、三つの質問に対してお答えさせていただきます。

まず1点目。平成30年に購入された資産の課税はどうなるのかということですが、当然平成30年新規取得されたということは、翌年度から課税になりますので、平成31年度課税から3年間、ですから平成31年度、平成32年度、平成33年度の3年間が特例適用の対象になってくるという形になります。

次に、2点目ですが、制度の周知ということですが、制度の周知に関しては、この導入促進基本計画のほうを産業振興課のほうで策定してるんですけども、こちらのほう、また民生常任委員協議会がございまして、その後、産業振興課のほうでホームページ等によりPRしていくと聞いております。

固定資産税のほうも、わがまち特例等とあわせて中で、またホームページのほうには掲載していきたいと考えております。

そして3点目の約2,800ある事業所のうちのどの程度の企業がこれに参画してくるかということなんですけども、正直言わせてもらって、今の段階では全く不透明な状態であるのが事実でございます。平成28年度に同じように中小企業を対象に導入されました経営力向上に関する特例措置ですね、そのときに2分の1の特例というのがございましたけども、そのときでも同じ2,800者のうち参入されたのは非常に少なかった状態、25者ほどの参入となっておりますので、今回、これが特例措置がゼロとなりますけども、それが企業の収益の部分というか、現在の状況とどれだけ合致してくるのか。企業によって違いが出てくると思いますので不透明な状態だという形で、ちょっと正確な数としてはつかめておりません。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 摂津市は中小企業向けの融資に力を入れておりますけれども、今、行政側の進め方として導入促進基本計画のアクションプランを策定し、状況に応じた市としての支援策を進めていこうという、そういう取り組みになっていきますので、ちょっと今の答弁ではわからないけど、ホームページでご紹介するだけでなく、積極的に事業者へ制度のご案内をしていただいて、後は選択していただくという、材料はちゃんと提供するという努力は最低しながら、きちっと対応をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

三好義治委員。

○三好義治委員 野口委員が質問してい

ただきましたので、そんなにはないんですが、この導入促進基本計画に基づいて、固定資産税の中でも償却資産が対象ということで機械を購入したときの法定耐用年数を定められて、その当初の3か年がゼロになるというのが今回の条例改正ということですね。

参考までに、例えば1,000万円の機械設備を購入して、耐用年数が10年だとします。機械によって税額が変わってくると思いますけど、参考までに1,000万円の機械設備を購入したときに、事業者はその3か年、要は10年間で割ったら、例えば税額が100万円としたら、10年やから年間10万円ずつぐらいの部分で10年間ということになりますけど、知りたいのは1,000万円ぐらいの機械を買ったときの、要は固定資産税、耐用年数が10年としたときに、設備によって変わるけど、一概になかなか言えない部分があるかもわかりませんが、どれぐらい事業者にメリットが出てくるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それと、常に予算審査や決算審査でも申し上げておりますけど、なかなか償却資産、要は機械設備を購入したときには申告制なのでなかなか行政側としては把握がし切れなかったという過去の事例があるんですけども、現状、機械設備を購入したときへの行政の対応、さらに、こういった課税標準の特例措置を行いますというたときに、その手続関係も含めて、どんな流れになるのか教えていただきたいなど。

冒頭申し上げて今ちょっと資料とりに行ってるかもわかりませんが、具体的にもうわからなかったら結構ですが、わかる範囲でいいので。要は機械設備で1基設置したら、過去の凡例としてどれぐらいの償

却資産、要は耐用年数が10年とか15年でどれぐらいの固定資産税が発生しているか。日常業務やからほぼわかるのではないかなと思って質問してるんですけど、それが事業者がどれぐらいのメリットが出てくるかというようなことを教えていただきたいというふうに思います。

○渡辺慎吾委員長 三好義治委員、ちょっと民間の企業の想定というのは、なかなかできんかもしれませんが、答えられる範囲ということで。

中西部参事。

○中西総務部参事 まず1点目の1,000万円の機械を購入されたときの耐用年数が10年で税額がどれぐらいになるかというのは、機械の種類によって違うということではございません。1,000万円に対して耐用年数が10年であれば、減価償却率は幾らというのは決まっていますので、機械の種別に関係なく税額は一緒になります。

税額の関係ですけども、1,000万円の機械を購入して、耐用年数10年ということで税額計算しますと、1年目が12万5,000円程度の税額になります。

そして2点目の申告の件ですけども、新たにその機械等申告された場合、今まで委員会等でもお答えさせていただいたように、税務署での調査等は引き続き実施させていただいておるんですけども、今年度また新たな試みとしまして、大阪府の協力を得ながら、保健所のほうに営業届とか出される企業等もございますので、そういうところにも調査に入らせていただくということで、今ちょうどその手続で大阪府であったり保健所のほうにその依頼文書を送らせていただいているところでございます、近々保健所のほうに出向きまして、そ

の調査をして、新たな資産がないかどうかというのをつかみたいと考えております。

それとあと申告の流れ、手続の流れですけども、当然、今回のこの特例につきましては、まず企業のほうから、商工会であるとか金融機関であるとか、一定の国のほうで決まっております経営革新等支援機関というのが定められたのがございますので、そちらのほうといろいろ相談された中で企業のほうのこの先端設備等導入計画を立てられます。それをもって市の産業振興課のほうに申請をされ、市のほうで策定いたしました導入促進基本計画、それと内容が合致しているというものにつきまして、そのうちこの特例の資産一覧、それに該当する資産に対し新たに、固定資産税の償却資産申告を出すときに、その証明書とともに出していただくと。そして、特例を適用して、減税の計算をするというような流れになっております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 三好義治委員。

○三好義治委員 こういった中小企業支援施策、これは産業振興関係ですから、これ以上はもう踏み込みませんが、やはり1,000万円で年間12万5,000円の減額、これ国の制度でそのようになってるんですけども、中小企業を促進していくんやったら、また新たに行政として何かできることあれば、この条例と並行しながら、税の減免措置とか据え置きとかいうことも考慮されたらどうかなと一方では思っております。

もう一方で危惧するのが、この償却資産、要は機械の設備で固定資産税が発生するのは、やはり申告制なので、従来まで申告してないところがまた水面下で判明してきたときの税の対応についても今後慎重

に考えていかなければならない案件だと思しますので、できるだけこの制度が使えるようなことを考えていただくことを要望しておきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 中西部参事。

○中西総務部参事 行政としての中小企業の支援ということですが、市ではないですけれども、今回のこの改革の分につきまして、大阪府とか国のほうから補助金制度というのも新たに設けられておりました、今回のこの特例を設定するということによりまして、国のものづくり補助金、その優先採択を受けられるというような制度もございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 三好義治委員。

○三好義治委員 なかなか1,000万円の機械設備を新規で購入するようなところも少ないかもわかりませんが、できるだけ支援をしていただいて、中小企業のまちであるし、ものづくり産業も830者あるまちですから、できるだけそういった促進もしていただきたいと思えます。

ここでは言えないけども、やはり産業振興関係では中小企業振興条例たるものをつくりながらこういったこともPRしたらどうですかということも考えております。税と一体となって中小企業の振興に努めていただくようお願い申し上げます、質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時42分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

議案第43号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第47号の審査を行います。

補足説明を求めます。

土井建設部長。

○土井建設部長 それでは、議案第47号、摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。議案参考資料、条例関係の49ページから55ページもあわせてご参照願います。

本件は、摂津市立自動車駐車場の指定管理者を平成31年4月に再指定するに当たり、指定管理者導入に関する指針に基づき利用料金制度を導入し、利用料金を指定管理者の収入とさせるため、本条例を制定するものであります。

改正の主な内容といたしましては、第4条の供用日等につきましては指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとしており、「駐車場の供用日は1月1日から12月31日までとし、供用時間を午前0時から午後12時までとする。」としております。

第6条の利用料金につきましては、「利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」としており、また「利用

料金を当該指定管理者の収入として収受させる」ものとしております。

なお、別表につきましては上限額のみ記載となり、障害者に対する利用料金が削除となっておりますが、第7条に、「指定管理者は、規則で定める基準に従い利用料金を減額し、又は免除することができる。」と記載しておりますことから、今後、変更を予定しております施行規則に現行条例と同様の減免内容を記載してまいります。

第9条につきましては、「偽りその他不正行為により利用料金の支払を免れた者があるときは、その者からその免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。」旨を追加しております。

以上、摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは質問させていただきます。

本条例制定の経緯について、詳細にお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、松本委員の経緯の詳細についてのご質問にお答えさせていただきます。

本条例は、平成15年に地方自治法が改正されまして、公の施設の管理運営について、受託主体が公的団体が出資する法人等に限定されていた従来の管理委託制度から、出資法人以外の民間事業者まで範囲を広げた指定管理者制度に移行されております。

それにより、本市では平成16年、指定管理者制度導入に関する指針を策定、その後も指針の改定を繰り返しまして、平成25年3月に新たな第2次改訂版の指針を策定されております。それに基づいて平成26年度から公募により決定した管理者が管理しているところでございます。

今年度でその指定管理者が5年目を迎えるということで、今年度、再度指定管理者を募集する時期であります。

今回の募集につきましては、従来の使用料制度から、利用料金制度と申しまして使用料につきましては民間のほうへお渡しする、その中で管理運営していただくという内容の制度でございます。これは地方自治法第244条の規定に基づきまして指定管理者が施設の使用にかかる料金を収入として管理運営できる制度でありまして、全国的に採用施設は増加しており、駐車場施設のような収益物件につきましては利用料金制度を採用するケースがふえているような次第でございます。

本市においても利用料金制度を採用しまして、指定管理者の自主的な経営努力を発揮し、より効率的、効果的な管理及びサービス提供を行うことができるという利点があることから、利用料金制度導入に伴う条例改正を実施してまいりたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

本条例の制定に当たって、使用料から利用料へ変更するというところで、その効果についてですけれども、より具体的に市の観点、そして市民、利用者の観点から、どうお考えかをお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、この制度に伴って市民の観点、行政の観点からの効果についてお答えさせていただきます。

まず行政側のほうの観点からいきますと、利用料金制度のメリットとしましては、指定管理者は利用者の増による収入増を目指しますので、積極的な経営努力によるサービスの改善が図られるものと考えており、より駐車場管理運営の効率化及び利用者ニーズに柔軟な対応が期待できる点でございます。

また、市民側からしますと、利用料金制度となることで、指定管理者による管理運営となることから、指定管理者の権限で進めることができる業務が増加し、円滑な業務を進めることが可能となります。

例えを申しますと、定期利用者の途中解約が発生した場合、現在は指定管理者が返金手続用紙に契約者名あるいは確認する書面、あと振込口座など、それを記載して、それを市へ提出となります。公金でございますので、市から還付等の業務手続を行って直接振り込むということで、かなり時間を要するような業務が発生いたします。ところが利用料金制度で、指定管理者側の管理運営収益の中でその返還手続というのが、これは指定管理者の業務のやり方にはなりますが、その場での手渡しの返金も可能になるかなと思います。よって返金手続に要する時間というのは、利用者側からしても短縮が図られるのかなと。またそれに伴って指定管理者及び行政側の業務負担の軽減も図られるかなというところがございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

それぞれにとって適切な効果が予測されると理解をいたしました。ぜひ、実際の運用に当たって、先ほど今説明された効果を実現できるよう、実施することを要望いたします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、一点お聞きしたいと思います。

この指定管理者制度で駐車場の料金収入、これというのは市の大切な財産だと思います。根本的なことをちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、例えば摂津市立小川自動車駐車場、24時間以内だったら上限額が600円とかとありますけれども、この600円のお金の設定の仕方、その周りの状況を判断して設定しているのかわかりませんが、この料金の決め方、どういうルールで、市はどこまで関与してるのか、教えていただけますでしょうか。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは小川駐車場の料金600円の決め方についてのご質問にお答えさせていただきます。

今回、条例の中では料金設定を従来の改正前と変更せず、そのままスライドした料金設定にしておりまして、これは上限額を設けております。小川駐車場に関しましては、現在、所管は道路交通課ではありませんので料金設定についてははっきりとした理由はちょっとわかりかねるところでありまして、今回の条例では従来の料金をそのままスライドさせているような状況でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

いや、私の質問の仕方も下手だったかもしれないけど、小川駐車場というのはあくまでそれを取り上げただけで、例えば小川駐車場の近くにも民間の駐車場が多々あると思います。この小川駐車場の利用率というのはわかりませんが、例えば500円にすることによって利用率が上がって全体で入ってくるお金がふえれば、それは当然市にとってプラスになると思います。そのような民間の発想、これを例えば極端に半分の料金にして、とにかく100%の利用率を見込もうとかという、例えばそういうことがあれば、それは指定管理者のほうでやるのか、行政側がそういうふうに言えるのか、逆にそういう民間の発想はちゃんと取り入れているのかということをお聞きしたいなと思っていますので、お答えいただけますでしょうか。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それではご質問にお答えします。

まず料金設定につきましては、周辺の民間の駐車場の料金設定というのが一つの条件、金額を決める根拠になろうかと思えます。ただ、民間のほうにつきましては、やはり行政の施設でして、行政の施設が民間の施設を圧迫するというのも考えた料金設定をしていきたいなと考えております。

今させていただいているのは、上限額を設定させていただいて、その中で周辺の駐車場の民間の料金とを考えながら指定管理者のほうで弾力的に料金設定をしていくのではないかなと、そう考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

今、答弁の中で、民間と余り競合しないようにというか、圧迫しないようにという言葉が本当に適切かどうかはわかりませんが、やはりこういうふうに市が指定管理者として指定してありますが、結局は市の財産ということを考えて、どうしたら市が潤うのか。そういうことを前向きにこれからも考えていってほしいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございませんか。

野口委員。

○野口博委員 最初に部長から説明がありましたけども、減免についてちょっと確認の意味でお尋ねします。

条例上は、今回は一部改正ということで条例が出ました、規則で定めるとということで細かいやつをね、そういう説明で条例がつけられていますけども、今議会には新規に山田川運動公園が指定管理者制度を導入するというので、条例と規則をセットで提出されています。

基本的な問題ですけども、議案の出し方について、本来どうあるべきかということについてですけども、従来どおり障害者の問題とか途中の解約の問題についても同じだということで、今後は規則で定めるという説明なんですけども、僕らからすれば、例えば条例を審査してるんだから、そういう説明があつたとしても、同じ規則があつて、規則でこうなりますよというのがあつて、それで審査をするのが普通だと思うんですけども、その辺の新しい制度改正のとき、一部改正のときの、それぞれの条例とそれを賄う規則などの関係について、本来どうあるべきかということについて、どな

たかご答弁いただきたいと。

それと二つ目、これ施行が来年4月であります。これから業者選定をしていきますけども、この規則の改正時期について、今どう見ているのか。時期についてお尋ねします。

三つ目は、先ほど説明があった流れの中で数年前に指定管理者制度が導入されましたけども、その施設のいろんな設備に対して、料金制度に変わった場合に、同じかもわかりませんが、次の議案第48号やったら自転車ですからラックがあります。ラックが傷みましたと。耐用年数との関係で、設備について、今の指定管理者委託制度と料金制度に変更する中で、設備の改善補修費用について、どういう関係性になっていくのか。ちょっと改めてお尋ねします。

四つ目は細かいことで申しわけないんですけども、先日、これは摂津都市開発株式会社が管理していますが、香露園の踏切のところに駐輪場があります。今議案は駐車場ですけども。あそこである方が自転車を預けました。その後、自転車を出すときに500円間違っただけです。何か操作を間違っただけで、おつりが出てこないため、コールセンターへ電話をかけて話したら、返せませんという言葉が返ってきて、その方は承服できないのでずっと電話で話をしたら、そしたら結果としては数日後に連絡した後、定額小為替を郵送してきて、それをもって本人は郵便局へ行って、500円返してもらったわけなんです。現場のほうでは再度やり直して100円入れたんですけども。こういう細かいことでありますけども、先ほど説明があった柔軟な対応ができるという話であります。柔軟な対応する場面がいろいろありますので、それが先

ほど解約の問題について具体的にスムーズに対応しますと説明がありましたが、全面的に柔軟な対応が、現状と比較して、どうにもならない点もあろうかと思えますけども、その柔軟な対応、スムーズな対応の利用者にとってのメリットですね、何かあれば、説明していただきたいと。

以上4点です。

○渡辺慎吾委員長 副市長。

○奥村副市長 それでは、野口委員の一つ目のご質問に私のほうからご答弁させていただきます。条例、施行規則につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

今回の条例改正で誤解を招いたことを、まずおわび申し上げたいと思います。

条例や施行規則につきましては、法規担当とそれから原課が時間をかけてすり合わせをしておりますが、文章表現あるいは条文構成に微妙にそれぞれの担当者の個性とか文章のセンスが出てまいります。このようなことから、条文に誤謬がなくても、個々の条例構成の統一性に欠けることも出てまいります。そこで法規担当におきましては、条例改正の折には再度見直しをするなどして、統一性をもたすため、条例から施行規則へ移しかえも当然出てまいります。今回の議案についても同様の処置をすることとしております。

条例は、骨格部分を規定し、それから施行規則は条例を補足し、施行するための必要な細則、それから委任事項などを定めたものでございます。過去には新規の条例には参考資料として施行規則も提出させていただいておりますが、条例の一部改正にはそれはなされておられません。法規担当といたしましては、施行規則にやはり時間をかけて作成したいということもありますので、同時に提案できるかどうか、担当課

には検討させていきたいと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、野口委員の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに施行規則の改正時期の内容であったかと思いますが、本条例の承認後、速やかに施行規則のほうは整備して改正していきたいと考えております。条例と規則をあわせて平成31年4月からの運用とさせていただきたいと考えております。

それから、設備の改修、補修費の指定管理者との関連といいますか、取り組みについてのご質問でございますが、今年度、公募に当たる指定管理者の選定作業に入っていく中で、募集要項等も同時に作成しているところでございます。改修、補修につきましては、市の責任あるいは指定管理者の責任分けを金額で提示していこうと思っております。今考えている案でいきますと、30万円未満につきましては指定管理者のほうによる修繕、改修作業について、30万円以上の費用につきましては行政側の負担で改修するというような形で今検討しているところでございます。

それから、例に出されたところは摂津都市開発株式会社の施設かなと思いますが、今回の柔軟な対応の中では、既に5年、今の指定管理者のほうで公募によって選定した際には機械式の自転車駐車場に切りかえるなどしております。電話によってコールセンターのほうに通知が行きまして、そこから警備会社のほうに連絡がいて、現場での対応とか苦情だとかの対応をしておる次第です。

今後も提案の内容によっては機械化が進めば、そういった施設がふえていって、

より柔軟な、早期な対応が可能になっていくかとは思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、今回みたいに一部改正であっても、例えば6月ですけども、7月1日とか、議会終了後とか、そういう期間がなければ、その期間がない間にそういう減免とか、事が発生した場合にどう対応するのかという問題もあるので、今後は検討とおっしゃったけども、やはり条例改正のところ、条例だけで済む場合と、規則などが必要なときがありますけども、そういうセットもんでちゃんと提出する努力をしていただいて、よろしく対応をお願いしておきたいと思っております。

それで、自動車駐車場もそうでありますけども、いわゆる冒頭申し上げた指定管理者制度と、その中のいわゆる摂津都市開発株式会社の経営も考えながら、幾つかのものについて摂津都市開発株式会社に頼んで、そこでまたシルバー人材センターに頼んで、業者に頼んでという、そういう部分もありますけども、この縛りが料金制度の対象範囲が今回入っていません。摂津都市開発株式会社についてですね。この関係はどう整理されるのか、ちょっと聞いておきます。

もう一点、今の指定管理者制度の導入の中で、ある置き場でシルバー人材センターへ委託をされてます。今後民間にこの料金制度で頑張ってもらいたいということで動いていきますけども、企業側として経費の削減もありますけども、その考え方のもとに、働いている方々が一、二年先には要らないと、機械警備になった場合に仕事なくなるわけですね。そういう場合もありますので、そういう問題について今働いている

方々が料金制度でちゃんと賄ってやってくださいよと。経営の側がいろんな戦略をとって、機械警備に全部移した場合に、もう人要らんわけですね。そういうケースもある中で、働いている方々が大変心配されている部分もあるので、その点は今の時点ではどうなのかということをお聞きしておきたいと思えます。

あとは設備の責任範囲の問題について、30万円未満は企業側、30万円以上は行政が持つという話でありますけども、その金額の範囲でそういう判断をするのか、設備の中で普通だったら基幹的な設備については当然設置者が面倒みるべきだと思いますけども、その辺の30万円と決めようとしているその理由ですね、ちょっと説明いただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、野口委員の3点の質問にお答えさせていただきます。

まず、摂津都市開発株式会社の分が含まれてないのではないかとご質問であったかと思いますが、摂津都市開発株式会社が現在管理しているフォルテ摂津の部分につきましても、この条例の中に入っておりますので、含まれているという解釈でいただいているのかなと考えております。

また、シルバー人材センターの仕事がなくなるというようなお話ではございますが、現在も指定管理者で民間の委託をしております。その中では、5年前のときなんですけど、確かにシルバー人材センターの仕事がなくなるというお話がございまして、そこも含めて摂津市在住で高齢者の方を雇用するというような募集要項を設けて、機械化になった分、やはり人員は減

ってはおるんですけども、まず優先順位としては市内の高齢者を雇用するという形で、実際にシルバー人材センターの方が正規職員で雇用されているというようなケースにもなっておりますので、引き続き今年度募集するに当たっては、同じような条件は設けていきたいと考えております。

それから、設備に関する責任の30万円の理由につきましてですが、やはり一定何かしらラインを決めないといけないと思っております。民間への負担も考える中で、設備の改修の金額も考えますと、今30万円が妥当ではないかなと考えておまして、ただ、指定管理者のほうが経営上30万円以上の修繕であったとしても指定管理者のほうがするというのであれば、それは協議に基づいて決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 最後に、現状と今後の問題について、いろんなやり方で今自動車駐車場、次の議案の自転車駐車場があります。時間帯とか場所によって、大変混んでまして、満車というところもあります。一方、フォルテ摂津の地下については、ご存じのとおり自動車部分はいいております。いろんな状態がありますけども、市の担当として現状、自転車が満杯であって、そういう状況を捉えて、今後市全体の自動車そして自転車の駐車問題に対して、どういうふうにしようとしているのかという、そういう問題について現状どう考えているのか、ちょっとこの機会に聞いておきたいと思えます。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、市全体の駐車の問題についてでございますが、委員

ご指摘のように、フォルテ摂津であれば自動車部分があいてるような状況というのは、それは担当課のほうとしても把握しております。何かしら配分も考えて、利用率、収入増も考えてはおるんですが、なかなかやはり構造的な問題等がございまして、解消には至ってないところではございますが、今後、この利用料金制度、平成31年度からの再指定管理者の選定に当たっては、民間の経営努力が発揮できるような制度になりますので、その施設の利用に対する運営のあり方について、いろいろ提案をいただいた中で、より充実した施設に変えていきたいという思いではあります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 では最後にしますけども、いろいろ民間のほうで、受けた企業側で、いろんな計画を出した場合に、最終的には市の承認をいただいて、その内容で進めていくことになりますけども、企業としては当然利益を生んでいくことが大事でありますから、そういう点でいろんな問題が出てくるかと思えますけども、常に利用者にとってメリットになるのかどうかという問題と、いわゆるスムーズな対応がより進んでいくのかという問題を、判断基準として、ぜひお願いしたいと。

それと5年前の話がありましたけども、やはり働いている皆さん、シルバー人材センターの方々、いろんな状況もありますけども、ご苦労いただいて、仕事をしていただいております。やはり機械化によってその範囲が狭くなってくるだろうと僕は見ておりますけども、その問題だけでこの雇用の問題は解決できない面もあろうかと思えますけども、ちょっとそういうことの限界も見ながら、ぜひきちっと対応をして

いただきたいということをちょっとお願いして終わります。

○渡辺慎吾委員長 三好義治委員。

○三好義治委員 私のほうから基本的な点について、まず聞いていきたいと思うんですけども、現状での指定管理者制度につきましては、摂津市から委託をされて、それから現行の名前でいうと使用料金を徴収した中で摂津市に収納されてるのが現状ですね。決算状況で過去をひもってみますと、まず相当収益が上がってきてるんですが、今回の条例に関しては、この点について民間に全て任せるとなれば、これまで入ってきた収入が摂津市には入ってこない状況になるのか、それとも一定額、条件つきで収益分を摂津市に納入させるのか。この点についてお聞かせいただきたいと思えます。

今回のこの条例改正につきましては、全ての駐車場が年間365日24時間体制で運用されるというのは非常に評価できる条例改正になってるのではないかなというように思っております。それぞれ条文で改正点がある点について、今から少し細かく聞いていきたいと思えますけども、今回の条例の改正の中で、根本的には、条例が改正されて次に規則に定められるという部分につきましては、私も先ほど野口委員が申し上げてるように、規則も事前に提示していただいたら非常に参考資料として審査ができるという思いは変わっておりません。そういったことを踏まえて、まず指定管理者が行う業務で、私は現行の規則も比較しながら質問をさせていただきたいと思えます。

まず、現行の条例の第3条第2項で、駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務についてですが、この条例は変更され

ておりませんが、先ほどの質問でもありましたように、簡易な修理、30万円未満については指定管理者、それ以上の部分については行政が行っていくという、この取り決めについては先ほどのご答弁ですと、指定管理者選考に対する要綱の中で定めていくと言われておりますが、駐車場で軽微な修理、30万円未満というのは具体的にいうたらどんな感じになるのか、ちょっとイメージがわからないんですけども、この点についてお聞かせいただきたいと思います。機械式のところで結構でございます。

それから今回の条例で、現行の条例につきましては道路交通法に基づく規則に対して条例が成り立っておったんですが、今回の条例につきましては道路運送車両法施行規則に基づいて条例が策定されております。この変更内容と、この道路運送車両法施行規則に変えていく理由はどのような理由かなということについてお聞かせいただきたいと思います。

といいますのも、現行の規則におきましては、条例第5条に示す規則で定める普通自動車は次の各号に定めるということの中で、今回改正される道路運送車両法施行規則と同等の項目が既に施行規則の中でうたわれております。冒頭、副市長から話がありましたような中身を推察しますと、こういったところでも十分内容が充足されるのではないかなと思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

それと、今回の条例では第7条で利用料金の減免がなされております。それから次の利用料金の不還付、これも全て規則で定める基準に従っております。ページをめくっていきますと、第16条の別表(第6条関係)で、障害者の減免部分が全て削除されておまして、第7条の利用料金の減免

で、規則で定める基準に従いということに、そこで全て網羅できるような規則になってくると思うんですが、私はここの中で2点質問していきたいのが、規則で定める基準を見ますと、第7条で使用料の減免に関しましては緊急自動車を駐車させる場合は使用料の全額が減免になります。それから第7条第3項では摂津市立男女共同参画センター等々、職員が職務の必要上駐車させる場合には減免になると。これについて現行ではこの条文もしくは規則で成り立つと思うんですが、今後完全に民間主導になってきて、経営努力の中で収益を上げていきなさいというときに、こういった規則というのはどういうふうに反映されていくのかお聞かせいただきたいと思います。

それと今回の条例、文言の変更だけと思っておったら、第9条が追加されてるんですね。条例の第9条で指定管理者は偽りその他不正の行為により云々の中で、不正を起こした方については基準額の2倍に相当する割り増し金、要は罰金を徴収することができるということで、指定管理者に対する権利をそこに与えてるわけですね。

まず指定管理者にそういった権限を委譲するのはいかななものかという部分と、もう1点、この2倍にするというその2倍という基準はどこから出てきたのか。一般でも不正で駐車した場合には罰金1万円とかいろいろ書いておりますけど、この基準というのはどこで定められてきたのかお聞かせいただきたいと思います。

それと、その第9条が追加された中で、それ以降で条ずれが起こっておりまして、条ずれが起こった中でもととの第15条の委任につきましても「必要な事項は、規則で定める。」とされております。

中身でその他の規則で、私はここで障害者の方々の2分の1という部分が、この条例の中では入ってございましたけども、使用料が今度利用料に変わりますけども、障害者の部分が全て外されております。この別表のその下のほうに備考として、定期利用により機械式の駐車場を利用する場合における表の規定の適用については、同表中2万円とあるのを1万5,000円とするというようなことでも、この障害者の減額措置については記載すべきではないかと思っておりますけども、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩します。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時31分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

副市長。

○奥村副市長 それでは、三好義治委員のご質問の中で、かなり質問項目あるんですが、それぞれ割り増し金、あるいは障害者の減免等々につきまして、私のほうからちょっと総括的にお話をさせていただきたいと思っております。

自治体の事務は、それぞれ効果的な執行のために民間団体などに業務委託することも最近多くなっております。ここで、業務委託について、特に指定管理者制度について整理してご答弁申し上げたいと思っております。

通常、公の施設の管理業務には大きく四つに分かれております。一つ目は物的な管理。例えば施設の清掃、補修、点検等などがあります。

二つ目に、受付とか案内、講座やイベントなどの実施などの人的な管理が上げられます。

三つ目に、法的な管理。施設の使用許可

などがこれに含まれます。

四つ目に、その他の法的な事務であり、使用料の徴収とかあるいは使用料の減免、目的外使用許可、それに付随する使用料の徴収減免等がございます。

このうち、物的な管理や人的な管理は法律行為ではなく、事実行為と言われておまして、ほかは法律行為、あるいは行政処分というふうに言われております。この事実行為の業務委託は、当事者双方の合意に基づく法の根拠がなくても委託できる委託の一般原則があり、民法上の契約を締結することになります。

しかし、施設の使用許可の法的な管理については、法律の根拠がなければ民間に委託することはできません。

そこで、平成15年の地方自治法の一部改正する法律によりまして、指定管理者制度が制定されました。この指定管理者制度によって、使用許可の事務、権限を委託、委任することが可能となりました。このことにより、使用許可などを含めて地方自治法第244条で自治体が行うこととされている公の施設の管理を丸ごと全部民間団体等に委託できることが指定管理者制度というふうに言われております。

先ほど説明いたしました、その他の法的な事務についてなんですが、具体的に使用料の徴収とか使用料の減免とか目的外使用許可、それに付随する使用料の徴収、減免については、自治法第244条の公の施設の管理の範疇には含まれておりませんので、指定管理者制度とは別に委託の根拠が必要となってまいります。このうち、使用料の徴収につきましては、公金徴収の委託の地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第1項第1号によって、指定管理者に委託することはできます。

しかし、使用料の減免や目的外使用許可に関する事務については、指定管理者に委託できる法律根拠がありませんので、委託することはできません。特に、目的外使用許可については、指定管理者制度というような制度ではなくて、行政財産の管理における制度となりますので、目的外使用許可の申請書の受領や許可書の引き渡しなど、許可の決定自体以外の事務であれば、指定管理者である民間団体等に委託することはできます。

指定管理者制度のうちで、今回ご提案しております利用料金制度につきましては、地方自治法第244条の2第8項の規定によって、「指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる」とされており、このことで、委託の対象から外れ、指定管理団体が自分の事務として扱うこととなります。

しかし、先ほど説明いたしましたように、使用料の減免、目的外使用許可は、地方自治法第244条の公の施設の管理の範疇には含まれませんので、指定管理者が自由に、あるいは独自に設定することは法的に許されておりません。摂津市が設定することになります。ご指摘の障害者減免につきましては、従来の考え方を踏襲することといたしており、その内容については規則で規定することとしております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、私のほうからは、収入に伴う納付金のご質問と、根拠法令の関係についてのご質問にお答えさせていただきます。

平成28年度の決算ベースでいきますと、自転車駐車場の使用料自体はJR千里

丘駅だとか、阪急摂津市駅、モノレール摂津駅及び南摂津駅につきましては、5,480万円ほどございます。また、自動車駐車場について、モノレール摂津駅及び南摂津駅につきましては、420万円ほどございます。自転車駐車場と自動車駐車場を合わせますと、5,900万円ほどが収入となっております。

また、委託料に関しましては、両方の施設の委託料が約5,770万円程度となっております。差し引きしますと120万円程度が公募施設における収益部分になってまいります。そこにつきましては、現在収益が上がっている分でございますので、市のほうに納付金額として公募の段階で最低金額を設けまして、選定作業に入っていきたいと考えております。

また、平成31年度からは小川駐車場の指定管理者も道路交通課の所管となってまいります。あわせて公募していきまして、その収益につきましては、平成28年度の決算でいきますと146万円ほど上がっておりまして、あわせて290万円ほどがトータル公募として出す分の収益は上がってきます。そこから再指定に当たる施設改修費等が発生した場合につきましては、差し引いた金額を市のほうへ納付する格好で考えております。

また、フォルテ摂津に関しましても、同じ利用料金制度をとりますが、収益としては上がっておりませんので、納付としての考えは今のところない状況でございます。

次に、修繕についてお答えさせていただきます。

具体的な修繕の内容としましては、設備、駐車場施設の照明だとか、あと場内に設置しているネットフェンス、あるいは柵とかですね、そういったものが利用者のほうか

ら当てられたりとか、修繕が発生した場合には、そういった金額の範囲内であろうという想定をしております。

また、自動車駐車場の根拠法令に関しましては、今回の条例改正に当たりまして、他市の利用料金制度を導入している自治体の条例を参考にしております。自動車の種類及び区分方法では、道路運送法、道路運送車両法によるものと、道路交通法によるものがあります。自動車の検査や登録、届けにつきましては、道路運送車両法による分類であることから、今回道路交通法から道路運送車両法に根拠法令を見直した次第でございます。

割り増し金の2倍の根拠につきましても、他市の条例の参考及び国の様式に2倍という記述もございましたので、それを参考に記載させていただいております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好義治委員。

○三好義治委員 2回目の冒頭で副市長から先にもう答弁いただいていたんですけど、私は全体的に見たときのこの条文は、それは総務課のほうに法律に基づいて作成しているということは理解していません。

しかしながら、利便性とか条例に基づくサービス精神という部分でいけば、先ほどの障害者の部分につきましては、一般利用者の2分の1になるということが現在でも金額で記載はされておりますけど、これを要は条例の第7条でもう全て規則に明記しますというのは、少し荒っぽいん違うかと。条例の中で明記していくのが本来やっぱり一般利用者と障害者の利用者の料金というのは比較対象で、我々もすごくわかりやすいやろというようなことを言うてるんですね。全て第7条で記載されてな

いものは全て規則に明記すると。現行の規則の中には、そういった料金なんか一切書いてないんですね。規則で大事なものは、その車両幅とか法律に記載されていない部分、それから申請用紙、そういうことは今規則の中で明記されているんですよ。根本的な料金とか利用時間とかいう部分は、本来やっぱり条例で定めとくのが僕は適切やと。じゃあ今ここでこの条例だけ見て、一般では24時間365日の中で自動車をとめた場合に、1,000円で行いますというたら、民間と高い安い比較できるけど、この障害者の分どうなるんですかというたら、現行では2分の1ぐらいで考えていますけど、後ほどまた示しますと言われてもね、従来まで乗ってたんですよ。それが何で今回外さなければならぬことになっているのかということが、疑問が払拭できません。それをちょっと教えていただけますかね。

今回、トータル的に考えると、この条例が策定されて、次に今度規則でまた細部にわたってつくられて、それに基づいて指定管理者の公募を行うための要綱が作成されて、きょう議論をされている分がそこで網羅されてくると。その中で、先ほど、5,900万円の収入の中で、委託料が5,770万円で、120万円ぐらいが、公共施設における収益部分になっていると。使用料は5,900万円あるんですね。ほんで、本来現行においてでも経営努力を行政が行っとけば、委託金額がもっと減らせて、利益ももっと上がってきているのではないかと勘ぐるわけなんですよ。今回、従来から指定管理者制度をやっている中で、摂津市の収益より、今回の完全委託をやった場合に、その120万円か130万円をもう事前に固定額としてもらうんですね。

何ぼか渡した部分の中で、利益を上げてくださいよいうて、経営努力の中でやる、こういう仕組みなんですね。なら、今でも委託料を抑えながらやったら経営努力をやってくれないん違うかと。僕らはもう一個だけ気をつけなあかんのは、余りにも厳しい契約条件にしたときに、赤字が発生したときに次どうしていくんやということもやっぱり考えなあかん。これは指定管理者の要綱の中でもまた質問しますけどね、きょうは条例ですからそこまで立ち入ってはいけませんが、ただ指定管理者制度、民間の経営努力に移行していくための条例なので、こういったことを今聞かせていただいているんですよ。

だから、実際に見込みとしては永田課長が言ってたのは5,900万円の、委託料5,770万円で、収益5,900万円で、摂津市に120万円ほど上がってきて、そこにまだ利益が146万円ほど上がってるんで、トータル290万円ほどは今利益として上がってるという数値なんですね。実際に今度移行していくとなれば、150万円ぐらいは利益が上がるやろう、それ以上に利益が上がるやろうということの中で、民間にお願いしていくと。そのためにこういう条例をつくっていくということですね、先ほど、これについては今の概要だけ、もし答えていただくんやったら教えていただきたいと思います。

それから、先ほど僕が質問している中で、もう一回確認しますね。障害者の部分について、第7条で全て規則に定めるということをしなければならないんかいうのがどうも解せないんですね。これまでの規則というのは、そんなに金額のことなんか一切書いてないんですよ、ずっと見ててね。これを再度お答えいただきたいのと、僕が気

になるのは、今の改正条例、今の条例は最終変わったのが平成24年、平成26年4月1日に改正されているんです。それ以降、条例は改正されてないです。しかしながら、規則につきましては、たび重なる改正の中で、それ以降ですね、平成26年の4月1日に同じく改正されております。それ以降、平成27年4月1日、平成28年4月1日に改正されているんですね。我々全く見えてないです、どの部分が改正されているか。多分、それにつきましては、申請書とかこういうふうな手続関係が変わってでも、これは規則の改正になりますけど、たださっき冒頭申し上げましたように、障害者の、今回は利用料、こういったことが規則で定められた場合に、我々が知らないうちにどういうふうな金額の変更になっているか、利用形態がどうなっているか全く見えませんよ。だから、そういったことについて、危惧をいたします。それも今度民間への、民間委託やからもうちょっと、もう一回言いますが、指定管理者制度の入札のときの要綱の中にはもっと盛り込まれてると思いますけど、それについてお聞かせいただきたいと思います。

それと、第9条の条文が追加されて、その2倍というのは他市と比較というよりも、金額が僕は2倍だろうが3倍だろうが他市と比較しながら、それから近隣と比較しながらやっていただいたらいいんですけど、民間に委託した場合に、これの執行権は今度の民間事業者になりますよね。それに対する権限移譲というのは、その辺が市民はやっぱり指定管理者制度といても行政やんかと、こういう見方してくるんですね。その分の中で、権限移譲をそこまでこの条例で書いて、指定管理者の方々にね、これで行いなさいというのが適切なの

か、それこそ指定管理者が任意でそういうような不正行為があった場合にはやりませうということのほうが、僕は適切で、これこそ規則のほうに盛り込むべきではないかなというように思いますけどもね。こういったことをちょっとお聞かせ願えれば。

さっきそれと永田課長ね、駐車場で30万円未満で発生する修繕料はどんな類やいうたら、それはフェンスをぶつけたとかどうのこうのいうたらね、これは相手に対して損害賠償で請求できる額やから、こういう類とはまた別のもんやと思うんですよ。機械器具の部分と言うてるのではないかなと思うんでね。この点については、今後検討していただいたらええけど、前段の部分についてご答弁をお願いしたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、障害者の減免についてのご質問からお答えさせていただきます。

減免制度につきましては、継続する方向で考えておきまして、その上で障害者の利用料金につきましては、これまでのサービスを維持するために、一般の方の利用料金の半額の金額にする必要性があります。この場合において、障害者の利用料金の上限を条例で定めてしまいますと、その上限の範囲の中で、範囲内で指定管理者が金額を定めることができってしまうこととなりまして、必ずしも一般の方の利用料金の半額になるとは限らなくなります。今回の条例改正においては、指定管理者は規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができるとの規定を設け、その基準の中で障害者の方については一般の方の半額にする規定することにより、これまでのサー

ビスを維持することができると考えております。

また、規則で減免の基準を定めることにつきましては、自動車におきましては、自動車駐車場条例施行規則については、それでその減免に関する規定が定められております。今回、利用料金に関する障害者減免の具体的な規則についても、規則のほうで決めていくことを想定しているところでございます。

自転車駐車場につきましても、これまで条例に減免の規定がなかったことから、新たに条例で減免に関する規定を設け、その減免の基準について自動車駐車場と同様に規則で定めることを想定しているところでございます。減免の規定については、その基準を規則で定めることとすることにより、今後の社会情勢の変化に迅速に対応できると考えており、これにより市民への対応も柔軟に行うことができるのではないかと考えております。

それから、割り増し金の2倍についてでございますが、利用料金制度になりますと、民事上の契約となってきますので、不正防止も込めて条例のほうに、他市の条例だとか国の基準、様式ですね、に記載のとおり2倍という形で考えておきまして、この裁量権につきましては、利用料金制度になることで指定管理者のほうの裁量となりますので、指定管理者による不正の対応という形になってこようかと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 副市長。

○奥村副市長 それでは、ちょっと補足答弁させていただきたいと思います。

ちょっと先ほど指定管理者制度における利用料金減免制度等々で、総括的にご答

弁させていただきましたが、もう少し追加答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、事実行為に対するいわゆる業務委託、それから指定管理者制度というのは、法律的にいわゆる根拠があるのかなのか、ここによって大いに分かれてきます。いわゆる先ほど言いましたように、使用料金の減額とか、あるいは目的外使用等々につきましては、指定管理者に一切権限は与えられておりません。通常、先ほど事実行為に対する契約と言いましたけれども、例えば清掃とか点検とか、こういうような分はそれぞれ民法上の契約に基づいてそれぞれ双方がその契約を遵守するということになるんですが、この指定管理者制度につきましては、行政が指定という行政処分を行うものでございます。つまり、相手方に違反がある場合には、一方的に解除ができるという制度が、この指定管理者制度でございます。通常の業務の契約にいきますと、それぞれ反論があって、契約に違反していないとかそういうような形で意見が対立します。その解決はやはり裁判所に訴えて、その判断を待って契約解除ということになるんですが、この指定管理者制度につきましては、行政の意思で解除することができます。ここが大いに違うところかなと私どもは思っております。

それぞれ、条文の分につきまして疑義のあるところがございますが、先ほど、最初に答弁させていただきましたように、法規は法規なりのいわゆる他の条例や他の規則との整合性、あるいは統一性をもってそれぞれ修正してるところでございます。まだまだ修正、統一には至っておりませんが、今後につきましては条例、規則についてはしっかり見直ししながら、より適切な表記、

表現をしていきたいと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午前11時59分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

三好義治委員。

○三好義治委員 法律に基づいて条例を作成し、条例に基づいてまた規則もつくっていくというのはね、これはもう我々も十分理解した上で質問をしている経緯だけは理解をお願いしたいというように思うんですよ。今後お願いしときたいのは、この条例ができて、次規則ができたときは、やっぱり市民に相当影響してくるんで、規則ができた段階で委員長、全員にちょっと配っていただくのと、それとやっぱり初めての取り組みの収益性の上がる、要は民間への指定管理者制度ですから、これについても要綱ができた段階で、我々委員にもちょっと見せていただくようお願いしときたいと、こういったことを要望して質問を終わりたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

次に、議案第48号の審査を行います。
補足説明を求めます。

土井建設部長。

○土井建設部長 議案第48号、摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案参考資料条例関係の56ページから63ページもあわせてご参照願います。

本件は、議案第47号の自動車駐車場条

例と同様に、摂津市立自転車駐車場の指定管理者を平成31年4月に再指定するに当たり、指定管理者導入に関する指針に基づき、利用料金制度を導入し、利用料金を指定管理者の収入とさせるため、本条例を制定するものであります。

改正の主な内容といたしましては、第1条では第6条で駐車できる車両の種類は指定管理者が定めるものとしておりますことから、表より削除しております。

第5条の供用日等につきましては、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとしており、供用日を1月1日から12月31日まで、供用時間を午前0時から午後12時までとしております。

第7条の利用料金につきましては、「利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」としており、また「利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。」ものとしております。

なお、別表につきましては、上限額のみ記載となり、障害者に対する利用料金が削除となっておりますが、第8条に「指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。」と記載しておりますことから、今後変更を予定しております施行規則に現行条例と同様の減免内容を記載してまいります。

第10条の割り増し金につきましては、不正行為により利用料金の支払いを免れた者に対し、割り増し金を徴収することができる旨を追加しております。

以上、摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に

入ります。

三好義治委員。

○三好義治委員 全体像につきましては、先ほども自動車駐車場条例の中で質問もしてるんで、1点だけね、自転車については学生の定期割引はあるんですけど、原動機付自転車について、一般と学生の区分がなくて、原動機付自転車だけになってるんですね。今、国の動きといたしましては、人口ビジョン分も含めて少子高齢化対策、それから就学支援等々を考えていったときに、やっぱり学生までも含めていろんな制度を今構築していったのが、今世の中の流れなんですね。原動機付自転車については、今一般と同じようにはしてますけど、この辺についての考え方についてお聞かせいただきたいというように思います。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、学生の原動機付自転車の料金設定についてのご質問にお答えさせていただきます。

自転車駐車場施設におきましては、自転車と原動機付自転車が共有した形で、施設の配置を決めております。自転車に関しましては、駅利用者の方々が利用する施設として多くの自転車利用者が利用されている状況でありまして、過去においても条例を一度改正してありまして、原動機付自転車を一般と同額にした経緯もございます。そのときは、やはり自転車の収容台数の確保というのが一つの理由であったかと聞いております。今回は、現状自転車駐車場につきましてその場所、収納場所が不足しているという状況もあり、なかなか原動機付自転車の料金を学生の料金設定にすることで、施設を利用する方がふえるというようなことが発生する可能性もございます。そのあたりは、今後規則の中で市長が

認める場合、市長が定める額というような明記も規則で定めていこうと考えておりました。指定管理者の現行の利用状況による提案があった場合に、審査して判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好義治委員。

○三好義治委員 前向きな答弁をいただいているんですけど、条例第8条で、指定管理者は規定できる基準に従い、利用料金を減額し、または免除ができることになっているので、これは指定管理者やから、永田課長が答弁してる部分でいけば、ちょっと矛盾する部分はあるけども、この辺はさっきは第7条でしたけど、今度は第8条で、規則で定められるんで、来年4月ですから十分検討していただくことを要望しておきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 質問ありませんか、ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後0時5分 休憩)

(午後0時6分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第37号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第43号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第47号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第48号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第52号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後0時8分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 渡辺 慎吾

総務建設常任委員 三好 義治